

越谷市終身賃貸事業認可等事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5章の規定に基づく終身建物賃貸借の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の認可申請)

第2条 法第53条第1項の規定による事業認可申請は、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年8月3日国土交通省令第115号。以下「省令」という。）第32条第1項に規定する事業認可申請書により行うものとする。

2 前項の事業認可申請書には、省令第32条第2項に定めるもののほか、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(事業の認可)

第3条 法第55条の規定による事業の認可の通知は、事業認可書（第1号様式）を申請者に交付することにより行うものとする。

(事業の変更認可等)

第4条 認可事業者は、法第56条第1項の規定による市長の認可を受けようとするときは、事業変更認可申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

2 法第56条第1項の規定による事業の認可をしたときは、事業変更認可書（第3号様式）を認可事業者に交付するものとする。

3 認可事業者は、省令第38条に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、事業変更報告書（第4号様式）により市長に報告するものとする。

(認可事業者による解約の申入れ)

第5条 認可事業者は、法第58条第1項の規定による市長の承認を受けようとするときは、終身建物賃貸借解約申入承認申請書（第5号様式）

を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、申入れの理由を証する書類を添付しなくてはならない。
- 3 市長は、法第58条第1項の規定による承認をしたときは、終身建物賃貸借解約申入承認書（第6号様式）を認可事業者に交付するものとする。

（地位の承継承認）

第6条 法第67条第2項の規定による事業の認可に基づく地位を承継した者の届出は、地位承継届出書（第7号様式）により行うものとする。

- 2 法第67条第3項の規定による市長の承認を受けようとするときは、地位承継承認申請書（第8号様式）を市長に提出するものとする。
- 3 前項の申請書には、次の各号に定める書類を添付しなくてはならない。

(1) 申請者と認可事業者との関係を証する書類

(2) 認可住宅の整備及び管理に必要な権原を取得したことを証する書類

- 4 法第67条第3項の規定による承認をしたときは、地位承継承認書（第9号様式）を認可事業者に交付するものとする。

（事業の廃止）

第7条 法第70条第1項の規定による事業の廃止の届け出は、事業廃止届出書（第10号様式）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。